

群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成三十年三月二十七日条例第四十一号）

最終改正:

改正内容:平成三十年三月二十七日条例第四十一号

○群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

平成三十年三月二十七日条例第四十一号

群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例をここに公布する。

群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第二条 知事は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため特に必要があると認める場合は、合理的に必要と認められる限度において、次条及び第四条に定めるところにより、法第十八条に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を指定することができる。

(区域の指定)

第三条 前条の規定により区域を指定する場合には、次に掲げる施設の敷地の周囲百十メートルの区域を限度とし、指定するものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

(期間の指定)

第四条 前条第一号又は第二号の施設に係る区域を指定する場合の第二条の規定による期間の指定は、月曜日から金曜日まで(当該区域の指定に係る施設が休業する日を除く。)の範囲内で、行うものとする。

(指定に係る手続)

第五条 知事は、第二条の規定により区域及び期間を指定しようとするときは、関係市町村の意見を聴かななければならない。これらを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

2 知事は、第二条の規定により区域及び期間を指定するときは、告示するものとする。これらを変更し、又は解除するときも、同様とする。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。